

高等学校設置基準（昭和二十三年文部省令第一号）の新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、 高等学校設置基準（昭和二十三年文部省令第一号）の全部を改正する省 令を次のように定める。</p> <p>高等学校設置基準</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第四条）</p> <p>第二章 学科（第五条・第六条）</p> <p>第三章 編制（第七条・第十一条）</p> <p>第四章 施設及び設備（第十二条・第十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>
<p>現 行</p>	<p>高等学校設置基準を次の通り定める。</p> <p>高等学校設置基準</p> <p>（新設）</p> <p>第一章 総則</p>

(趣旨)

第一条 高等学校は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、高等学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 高等学校の設置者は、高等学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

(設置基準の特例)

第二条 公立の高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事(以下「都道府県教育委員会等」という。)は、高等学校に全日制の課程及び定時制の課程を併置する場合又は二以上の学科を設置する場合その他これらに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、高等学校の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

2 専攻科及び別科の編制、施設、設備等については、この省令に示す

第一条 高等学校設置基準は、この省令の定めるところによる。

(新設)

(新設)

第二条 公立の高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事(以下「都道府県教育委員会等」という。)は、普通科、農業に関する学科、水産に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科若しくは家庭に関する学科を置く高等学校以外の高等学校、又は二以上の学科を置く高等学校の編制及び整備について、この省令の規定が適用されず又はその適用が不相当と認められる事項については、この省令に示す基準に基づいて、必要な定めをなすことができる。

第三条 専攻科及び別科の編制及び設備については、その学科に応じ、

基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

(自己評価等)

第三条 (略)

2 前項の点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

(情報の積極的な提供)

第四条 (略)

第二章 学科

この省令に示す基準によらなければならない。ただし、この省令の規定が適用されず又はその適用が不相当と認められる事項については、都道府県教育委員会等は、この省令に示す基準に基づいて、必要な定めをなすことができる。

第四条 高等学校は、その教育水準の向上を図り、当該高等学校の目的

を実現するため、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

第四条の二 高等学校は、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の

状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

第二章 学科

(学科の種類)

第五条 高等学校の学科は次のとおりとする。

一～三 (略)

第六条 前条第一号に定める学科は、普通科とする。

2 前条第二号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。

- 一 農業に関する学科
- 二 工業に関する学科
- 三 商業に関する学科
- 四 水産に関する学科
- 五 家庭に関する学科
- 六 看護に関する学科
- 七 情報に関する学科
- 八 福祉に関する学科
- 九 理数に関する学科
- 十 体育に関する学科
- 十一 音楽に関する学科
- 十二 美術に関する学科

第五条 高等学校の学科は次の通りとする。

- 一 普通教育を主とする学科
- 二 専門教育を主とする学科
- 三 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

第六条 前条第一号に定める学科は、普通科とする。

2 前条第二号に定める学科は、左の通りとする。

- 農業に関する学科 農業科、林業科、蚕業科、園芸科、畜産科、農業土木科、農産製造科、造園科、女子農業科
- 水産に関する学科 漁業科、水産製造科、水産増殖科
- 工業に関する学科 機械科、造船科、電気科、電気通信科、工業化学科、紡織科、色染科、土木科、建築科、採鉱科、や金科、金属工業科、木材工芸科、金属工芸科、窯業科
- 商業に関する学科 商業科
- 家庭に関する学科 被服科、食物科
- 厚生に関する学科
- 商船に関する学科
- 外国語に関する学科
- 美術に関する学科

十三 外国語に関する学科

十四 国際関係に関する学科

十五 その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

3 (略)

第三章 編制

(授業を受ける生徒数)

第七条 同時に授業を受ける一学級の生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(削除)

(教諭の数等)

第八条 高等学校に置く教頭の数に当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、教諭の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとす

音楽に関する学科

その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

3 前条第三号に定める学科は、総合学科とする。

第三章 編制

第七条 同時に授業を受ける一学級の生徒数は、四十人以下とする。但し、特別の事由があるときは、この数をこえることができる。

第八条 教育上必要あるときは、同じ学年の学科を異にする生徒、又は学年の異なる生徒を合わせて、授業を行うことができる。

第九条 教頭及び教諭の数は、第一号表甲によつて定められた数以上とする。ただし、その数が十二人未満のときは十二人以上とする。

る。

2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。

3 高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

(削除)

(養護教諭等)

第九条 高等学校には、相当数の養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

(実習助手)

第十条 高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

2 教頭及び教諭のうち、その半数以上は、他の職を兼ねず、また他の職から兼ねない者でなければならない。

(新設)

第十条 特別の事由があるときは、前条の教諭は、その三分の一以内の範囲で、助教諭をもつてこれに代えることができる。

第十二条 高等学校には、校長、教頭、教諭、事務職員のほか、実習助手及び養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置かなければならない。

第十三条 実習助手の数は、生徒数百二十人以下の場合には二人以上とし、百二十人をこえる場合は、百二十人までを加えることに一人以上を増加しなければならない。

2 前項のほか農業、水産又は工業に関する学科においては、一学科ごとに二人以上をおかなければならない。

3 定時制の課程においては、前二項の規定にかかわらず、相当数の実習助手をおかなければならない。

(削除)

(事務職員の数)

第十一条 高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。

(削除)

第四章 施設及び設備

(一般的基準)

第十二条 高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎の面積)

第十四条 高等学校には、生徒の養護をつかさどる職員一人以上を置き、そのうちの一人は他の職を兼ねず、又他の職から兼ねない者でなければならない。

第十一条 事務職員の数、生徒数百二十人以下の高等学校においては二人以上とし、生徒数百二十人をこえる場合は、二百四十人までを加えることに一人以上を増加しなければならない。

2 定時制の課程においては、前項の規定にかかわらず、相当数の事務職員をおかなければならない。

第十五条 削除

第四章 設備

第十六条 校舎は、堅ろうで、学習上、保健衛生上及び管理上適切なものでなければならない。

第十三条 校舎の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は学科の種類にかかわらず、次の表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

収容定員	面積（平方メートル）
一一〇人以下	1200
一一一人以上四八〇人以下	$1200 + 6 \times (\text{収容定員} - 120)$
四八一人以上	$3360 + 4 \times (\text{収容定員} - 480)$

（運動場の面積）

第十四条 運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、八、四〇〇平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。

第十七条 校地、運動場、校舎その他の面積に関する基準は、第二号表による。

（新設）

(削除)

(校舎に備えるべき施設)

第十五条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

第十八条 夜間においてのみ授業を行う高等学校の校地及び運動場の面積は、前条の規定によらなくてもよい。

第十九条 校舎には、左に掲げる施設を備え、且つそれらの施設は常に改善されなければならない。但し、やむをえない事由がある場合で教育上支障のないときは、一つの施設をもつて二つ以上に兼用することができる。

- 一 校長室、会議室、教員室、事務室
- 二 相当数の普通教室（普通教室と特別教室との合計数は少くとも同時に授業を行う学級の数を下つてはならない。）
- 三 地理歴史科・公民科教室及びその標本室
- 四 物理、化学、生物、地学のそれぞれの実験室、標本室及び準備室
- 五 音楽教室、図画教室、製図教室、工作教室及びそれぞれの準備室及び書道教室
- 六 図書室、講堂、体育館
- 七 教員研究室
- 八 保健室、休養室

2 専門教育に必要な施設の基準は、第三号表による。

(その他の施設)

第十六条 高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第十七条 高等学校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(削除)

(削除)

(新設)

第二十条 高等学校には、学習用、体育用及び保健衛生用の図書、機械、器具、標本、模型、その他の校具を備えなければならない。

2 前項の校具は、学習上、保健衛生上、有効適切なものであり、且つ常に改善し、補充されなければならない。

第二十一条 第十九条の教室、実験室及び実習施設には、同時に授業を受ける一学級の生徒が学習するに必要な相当の校具その他の設備を備えなければならない。

第二十二条 高等学校には、学校の規模に従い、保健衛生上必要な給水設備を備え、その水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

(削除)

第二十三条 高等学校には、学校の規模に応じて、防火及び消火に必要な設備を備えなければならない。

(削除)

第二十四条 夜間において授業を行う高等学校には、生徒数に応じて、必要な給食施設を備えなければならない。

(削除)

第二十五条 夜間において授業を行う高等学校の図書室及び教室の机上面及び黒板面の照度は、五〇ルクスを下つてはならない。

(削除)

第二十六条 高等学校には、必要に応じてなるべく左の施設を置かなければならない。

- 一 生徒集会所
- 二 プール
- 三 寄宿舍
- 四 給食施設
- 五 学校農園
- 六 職員住宅

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十八条 高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支

(新設)

障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

(削除)

附則

(削除)

第二十七条 この省令は、公布の日からこれを施行する。

(削除)

第二十八条 定時制の課程のみを置く高等学校を設置する場合又はこの省令施行の際、現に存する従前の規定による学校が高等学校となる場合においては、第七条、第九条第一項及び第十九条に規定する事項については、当分の間、第二十九条から第三十一条までの規定による。

2 前項の場合においては、第十条、第十一条、第十三条、第十七条及び第二十四条に規定する事項については、当分の間、これによらなくてもよい。

(削除)

第二十九条 同時に授業を受ける一学級の生徒数は、五十人以下とする。

(削除)

第三十条 教員の数は、第一号表乙によつて定められた数を下つてはならない。但し、その数が十二人未満のときは十二人以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、都道府県教育

(削除)

委員会等は、同項に規定する教員数を変更することができる。

第三十一条 校舎には、少くとも左に掲げる施設を備えなければならない。

い。但し、やむをえない事由がある場合で教育上支障のないときは、

一つの施設をもつて二つ以上に兼用することができる。

一 校長室、会議室、教員室、事務室

二 同時に授業を行う学級の数と同数以上の教室

三 理科実験室

四 図書室

五 保健室兼休養室

2 専門教育に必要な施設の基準は第四号表による。

(削除)

第三十二条 戦災その他のやむをえない事情により、前条の規定に適合しない学校に対して、都道府県教育委員会等において、高等学校として認可するのを相当と認めた場合には、都道府県教育委員会等は、同条の規定にかかわらず、五年以内に同条に規定する施設を備えることを条件として、これを認可することができる。

附則

(施行期日等)

(新設)

1 | この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

2 | この省令の施行の際現に存する高等学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

(学校教育法施行規則の一部改正)

3 | 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第五十六条中、「高等学校設置基準(昭和二十三年文部省令第一号)」を「高等学校設置基準(平成十六年文部科学省令第二十号)」に改める。

第六十四条第二項中「設備及び編制」を「施設、設備及び編制」に改める。

(文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正)

4 | 文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則(平成十五年文部科学省令第十七号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第六条の表中「高等学校設置基準(昭和二十三年文部省令第一号)」を「高等学校設置基準(平成十六年文部科学省令第二十号)」に改める。

(削除)

第一号表甲

(一) 生徒数三百六十人以下の学校においては、(生徒数) × (週当)

り授業時数) $\sqrt{\div}$ (40 × 15)

(二) 生徒数三百六十人をこえる学校においては、(生徒数) × (週
当り授業時数) $\sqrt{\div}$ (40 × 18)

但し、(二)による数が、

通常の課程の場合に

十九以下のときは

二十一人以上、

十九をこえ二十二未満のときは 二十二人以上とし、

夜間において授業を行う課程の場合に

十四以下のときは

十五人以上、

十四をこえ十六未満のときは 十六人以上とする。

定時制の課程(夜間において授業を行う課程を除く。以下同じ

。) においては、(一)(二)にかかわらず、週当り授業総時数三百
時間以下のときはこれを十五で、三百時間をこえるときはこれを
十八で割つた数以上とし、右の通常の課程に関する但し書の部分
をこれに適用する。

(三) 農業、水産又は工業に関する学科においては、(一)又は(二)の
ほか、生徒数百二十人まで又はそれをこえて百二十人までを加え
ることに、左の数を増加しなければならない。

農業又は水産に関する学科

一人以上

工業に関する学科

二人以上

(削除)

(四) (一)もしくは(二)及び(三)のほか、一学科を加えることに、二人以上を増加しなければならない。

(五) 定時制の課程においては、(三)及び(四)にかかわらず、学科の種類と数とに応じて、相当数を加えるものとする。

(註)(一)及び(二)の週当り授業時数は

通常の課程においては

三十四

夜間において授業を行う課程においては

二十四

第一号表乙

(一) 生徒数三百人以下の学校においては $\frac{1}{2}$ (生徒数)×(週当り授業時数) \div (50×12)

(二) 生徒数三百人をこえ、七百五十人以下の学校においては $\frac{1}{3}$ (生徒数)×(週当り授業時数) \div (50×15)

(三) 生徒数七百五十人をこえる学校においては $\frac{1}{4}$ (生徒数)×(週当り授業時数) \div (50×18)

但し、(二)による数が、

通常の課程の場合に

十五以下のときは

十七人以上、

十五をこえ十七以下のときは

十八人以上、

十七をこえ十九未満のときは

十九人以上、

夜間において授業を行う課程の場合に

十以下のときは

十二人以上、

十をこえ十二以下のときは

十三人以上、

十二をこえ十四未満のときは

十四人以上とし、

(三)による数が

通常の課程の場合に

三十以下のときは

三十四人以上、

三十をこえ三十三以下のときは

三十五人以上、

三十三をこえ三十六未満のときは

三十六人以上、

夜間において授業を行う課程の場合に

二十一・五以下のときは

二十四人以上、

二十一・五をこえ二十四以下のときは二十五人以上、

二十四をこえ二十六未満のときは 二十六人以上とする。

定時制の課程においては、(一)(二)(三)にかかわらず、週当たり授業総時数五百時間以下のときはこれを十五で、五百時間をこえるときはこれを十八で割つた数以上とし、右の通常の課程に関する但し書の部分をこれに適用する。

(四)

(一)(二)(三)のほか農業、水産又は工業に関する学科においては、一学科を置く場合は二人以上、二学科以上一学科を加えることに一人(工業に関する学科においては二人)以上を

(削除)

増加しなければならない。

(五) 定時制の課程においては、(四)にかかわらず、学科の種類と数
とに応じて、相当数を加えるものとする。

(六) (一)から(四)までのほか、農業、水産又は工業に関する学科に
おいては、実習に必要な相当数の教員を置かなければならない。

(註)(一)、(二)及び(三)の週当り授業時数は、本表甲の(註)に同
じ。

第二号表

一 校地、運動場及び校舎の生徒一人当り面積標準(単位平方メー
トル)

学科別	校地面積	運動場面積	校舎床面積
普通科を置く高等	七〇平方	三〇平方	一〇平方
学校	メートル	メートル	メートル

(但し全面積は

一五、〇〇〇

平方メートルを

下らないこと)

農業に関する学科 (実習地を 置く高等学校 含まない)	三〇平方	二〇平方
メートル	メートル	メートル

水産に関する学科 を置く高等学校	（実習地を 含まない） 一一〇平方 メートル	（但し全面積は 一五、〇〇〇 平方メートルを 下らないこと）	一一〇平方 メートル
工業に関する学科 を置く高等学校	（実習地を 含まない） 一一〇平方 メートル	（但し全面積は 一五、〇〇〇 平方メートルを 下らないこと）	二〇平方 メートル
水産に関する学科 を置く高等学校	（実習地を 含まない） 一一〇平方 メートル	（但し全面積は 一五、〇〇〇 平方メートルを 下らないこと）	二〇平方 メートル
商業に関する学科 を置く高等学校	七〇平方 メートル	（但し全面積は 一五、〇〇〇 平方メートルを 下らないこと）	一〇平方 メートル

(削除)

第三号表

農業に関する学科の実習地生徒一人当たり面積標準		
農業科（演習林の面積を含まない）	二五〇平方メートル	
林業科 畑地	五〇平方メートル	
演習林（竹林及び見本林を含む）	四、八〇〇平方メートル	
蚕業科	二〇〇平方メートル	
園芸科、農産製造科	二〇〇平方メートル	
農業土木科	一〇〇平方メートル	
畜産科	三〇〇平方メートル	
造園科	二〇〇平方メートル	
女子農業科	一〇〇平方メートル	
家庭に関する学科	七〇平方	一〇平方
を置く高等学校	メートル	メートル
	メートル	メートル
	（但し全面積は	
	一五、〇〇〇	
	平方メートルを	
	下らないこと）	
		平方メートルを
		下らないこと）

一 普通科に実業の課程を置く場合又は専門教育を主とする学科にその専門以外の実業の課程を置く場合

1 農業の課程 農具室、畜舎、農産加工室、収納室、肥料倉

2 水産の課程 実習船、漁具倉庫、漁具実習室、製造実習室、

養魚池、標本室、水産実験室

3 工業の課程 木工実習室、機械実習室、電気実習室、化学実

習室、製図室、暗室

4 商業の課程 簿記室、「工業及び資材」実験室、調査資料室

、タイプライティング教室

但し、物理又は化学の実験室をもつて「工業及び資材」教室にかえることができる。

5 家庭の課程 家事室、裁縫室、調理室、作法室、せんたく室

二 農業に関する学科の場合

左に掲げる施設のほか、各学科共関係教科用実験室、標本室及び準備室を要す。

1 農業科

耕種関係

農具室、収納室、作業室、管理室、肥料室、種物室、材料室、穀物倉庫、つみ肥及び水肥舎、

温室及び同附属室、ピット・フレーム、実習教

養畜関係	室、更衣室、農夫室、宿直室、生徒当番室
農業土木関係	大動物舎、中動物舎、家きん舎、飼料室及び飼料調製室、ふ卵及び育すつ室、消毒室、サイロ、管理室、牧夫室、宿直室、動物運動場
農産加工関係	機械農具室
農業工作関係	穀類加工室、野菜果物加工室、製造室、酪農室、つけ物加工室、製茶室、準備室、貯蔵室、動力室、と殺室、材料室、管理室、こつじ室
林業科	木工室、金工室、材料室、準備室
農業及び森林生産関係	農具室、自動車庫、収納室、作業室、管理室、肥料室、種物室、材料室、倉庫、つみ肥及び水肥舎、フレイム、実習教室、更衣室、農夫室、生徒当番室、演習林宿舍、演習林管理室、温室
森林土木関係	機械農具室
林産加工関係	木工室、金工室、木材加工室、林産製造室、木材倉庫、乾燥室、塗装室
蚕業科	飼育室、蚕種保護室、上ぞく室、貯桑室、管理室、生徒当番室
養蚕関係	

製系及び機織	殺よう乾繭室、製系室、準備室及び材料室、機
関係	織室、ボイラー室
農蚕加工関係	農産加工室、畜産加工室、蚕繭加工室、準備室、動力室、貯蔵室、材料室
耕種関係	農具室、収納室、作業室、管理室、肥料室、材料室、穀物倉庫、つみ肥及び水肥舎、フレーム
養畜関係	、温室及び同附属室、ピット、実習教室、更衣室、農夫室、生徒当番室
園芸科	中動物舎、家きん舎、飼料室、及び飼料調製室、ふ卵及び育すう室、管理室、牧夫室、宿直室、生徒当番室、動物運動場
耕種園芸関係	農具室、収納舎、作業室、管理室、肥料室、種
農業土木及び機械関係	物室、材料室、穀物倉庫、つみ肥及び水肥舎、温室及び同附属室、盆栽室、ブドー室、ピット・フレーム、実習教室、更衣室、農夫室、生徒当番室
農産加工関係	機械農具室
穀類加工室、野菜果物加工室、製造室、準備室	

5 | 園芸工作関係
農業土木科
木工室、金工室、材料室、準備室

測量関係
測量機械室

材料施行関係
材料試験室

農業機械関係
機械農具室、小農具室、作業室

かんがい排水
気象観測室

関係

農業関係
収納室、作業室、管理室、肥料室、種物室、材

料室、つみ肥及び水肥舎、フレーム、実習教室
、更衣室、農夫室、生徒当番室

6 | 畜産科

畜産関係
大動物舎、中動物舎、小動物舎、家きん舎、蜜

ばち舎、飼料室、飼料調製室、家畜病室、ふ卵

及び育すう室、にわとり肥育室、乳処理室、消

毒室、サイロ、管理室、牧夫室、宿直室、生徒

当番室、動物運動場

治療室、解剖室、装てい室、隔離室

農具室、収納室、作業室、管理室、肥料室、種

物室、材料室、穀物倉庫、つみ肥及び水肥舎、

耕種関係

獣医関係

7 |

造園科

農産加工関係

温室及び同附属室、ピット・フレーム、実習教室、更衣室、農夫室、生徒当番室
農産加工室、乳加工室、毛皮加工室、毛加工室、肉加工室、と殺室、準備室、貯蔵室、材料室、動力室

造園概説関係

様式庭園、標準住宅及び庭園、管理室、園丁室

造園材料関係

材料室、材料試験室

造園設計施工

設計室、作業室、塗装室、写真室

関係

測量関係

測量機械室

耕種関係

農具室、収納室、作業室、管理室、肥料室、ピット・フレーム、種物室、材料室、穀物倉庫、つみ肥及び水肥舎、温室及び同附属室、実習教室、更衣室、農夫室、生徒当番室

養畜関係

畜舎、飼料室、動物運動場

農産製造科

生物化学応用

薬品室、作業室、ガス発生室、細菌培養室

微生物関係

農産製造関係

穀物加工室、野菜果物加工室、つけ物加工室、

8 |

<p>製茶室、酪農室、準備室、貯蔵室、動力室、と 殺室、材料室、こつじ室、醸造製造室、林産加 工室、生徒当番室</p>	<p>電気及び製造</p>	<p>機械関係</p>	<p>土及び肥料関 係</p>	<p>ガラス室、網室、材料室</p>	<p>耕種関係</p>	<p>農具室、作業室、肥料室、管理室、種物室、材 料室、穀物倉庫、つみ肥及び水肥舎、温室及び 同所屬室、収納室、ピット・フレーム、実習教 室、更衣室、農夫室 畜舎、飼料室、動物運動場</p>	<p>養畜関係 女子農業科</p>	<p>耕種関係</p>	<p>農具室、収納室、作業室、管理室、肥料室、種 物室、材料室、穀物倉庫、つみ肥及び水肥舎、 温室及び同附屬室、ピット・フレーム、実習教 室、更衣室、農夫室、生徒当番室 中動物舎、小動物舎、家きん舎、管理室、飼料 室及び飼料調製室、ふ卵及び育すつ室、牧夫室 、動物運動場</p>	<p>養畜関係</p>
---	---------------	-------------	---------------------	--------------------	-------------	---	-----------------------	-------------	---	-------------

農産加工関係

穀物加工室、野菜果物加工室、製造室、つけ物加工室、準備室、貯蔵室、動力室、材料室、こつじ室

家庭関係

家事室、裁縫室、調理室、作法室、せんたく室

三 水産に関する学科の場合

1 漁業科

大型実習船、小型実習船、和船、端艇、漁具実習室、漁具材料実験室、漁具倉庫、漁網倉庫

2 水産製造科

製造実習室、乾燥室、機械室、水産化学実験室、細菌培養室、くん製室、原料倉庫、汽かん室、冷蔵室（製氷冷凍室を含む）、製品倉庫

3 水産増殖科

飼料調製室、飼料倉庫、水産生物実験室、ふ化室、淡水養魚池、かん水生物増殖場、管理室兼生徒当番室

四 工業に関する学科の場合

1 機械科

製図室、機械工場、仕上組立工場、鍛造工場、木型工場、鑄造工場、材料倉庫、工具室、原動機実習室、水力実験室、電気実験室、材料試験室、精密測定室、標本室、製品陳列室

2 造船科

製図室、現図室、木工場、鍛造工場、鑄造工場、よう接工場、機械工場、材料試験室、電気実

3	電氣科	験室、模型及び標本室、倉庫 強電実習室、弱電実習室、電氣工作工場、電氣 工事実習室、電子管及び高周波実習室、製図室 、機械工作実習工場、標本室、計器室、倉庫
4	電氣通信科	測定実習室、電子管及び高周波回路実習室、電 気通信機器実習室（測定実習室と兼ねることが できる）、電氣機器実習室、電氣工作工場、電 気工事実習室、製図室、機械工作実習工場、標 本室、計器室、倉庫
5	工業化学科	化学実験室、定性分析実習室、定量分析実習室 、工業試験室、てんびん室、硫化水素発生室、 電氣実験室、製造工場、製図室、危険薬品庫、 倉庫
6	紡織科	製織工場、製織準備工場、ねん糸工場、紡績工 場、編組工場、機械工作実習工場、試験鑑識室 、電氣実験室、製図室、標本室、製品陳列室、 倉庫
7	色染科	精練漂白工場、浸染工場、仕上工場、なつ染工 場、色染準備室、織物試験室、分析室、染料実 験室、汽かん室、機械工作実習工場、電氣実験

8 土木科	室、製図室兼図案室、標本室、製品陳列室、倉庫
9 建築科	製図室、測量機械器具室、材料試験室、水理実験室、建設機械室、標本室、倉庫
10 採鉱科	製図室、施工実習室、木工機械工場、材料試験室、測量機械器具室、模型標本室、デッサン室、倉庫
11 や金科	採鉱実験室、選鉱実験室、測量機械器具室、鉱物鑑定室、鉱物分析室、電気実験室、標本室、てんびん室、薬品室、製図室、倉庫
12 金属工業科	や金実験室、選鉱実験室、分析実験室、電気実験室、てんびん室、製図室、標本室、倉庫
13 木材工芸科	金属組織実験室、物理や金実験室、材料試験室、分析実験室、てんびん室、熱処理加工工場、よう解鑄造工場、電解及び電気メッキ工場、製図室、プレス工場機械工作実習工場、電気実験室、木工場、標本室、倉庫
	製図室、組立工場、ひき物彫刻工場、塗装工場、木工機械工場、木材試験室、塗料及びびこう着剤試験室、電気実験室、標本室、製品陳列室、

(削除)

	倉庫
1 4	金属工芸科 製図室、兼図案室、機械工場、ばん金工場、彫 金工場、鋳金工場、メッキ工場、電気実験室、 標本室、製品陳列室、倉庫
1 5	窯業科 機械場、窯場、窯業実験室、模型実習室、口ク 口実習室、絵画実習室、製図室、標本室、製品 陳列室、倉庫
五	商業に関する学科の場合 簿記室「工業及び資材」実験室、準備 室及び標本室、実践室、タイプライティング教室、調査資料室但し 、「工業及び資材」実験室、標本室、準備室をもつて物理及び化学 の実験室、標本室、準備室にかえることができる。
六	家庭に関する学科の場合
1	被服科 洋裁室、和裁室及びそれぞれの準備室及び標本 室、せんたく室、染色室及びそれぞれの準備室 及び標本室、ものほし
2	食物科 調理室及びその準備室、家事実験室及び標本室 、試食室
第四号表	
一	普通科に実業の課程をおく場合、又は専門教育を主とする学科に

その専門以外の実業の課程を置く場合

農業の課程 農具室、収納室、肥料舎

水産の課程 養魚池、標本室、水産実験室（理科実験室とかなることができぬ。）

ねることができぬ。）

工業の課程 木工実習室、機械実習室

家庭の課程 裁縫室、調理室、作法室

二 農業に関する学科の場合

1 農業科

耕種関係 農具室、収納室、作業室、管理室、肥料舎

養畜関係 畜舎、飼料室、ふ卵育すつ室

農産加工関係 農産加工室

農業工作関係 農業工作室

2 林業科

林業関係 林産製造室、林業管理室、演習林管理室、木材

倉庫

農業関係 農業科耕種関係に準ずる。

3 蚕業科

養蚕関係 蚕室、管理室、生徒当番室

製糸機械関係 製糸室

農産加工関係 蚕繭加工室

耕種関係	農業科耕種関係に準ずる。
園芸科	
園芸関係	温室、盆栽室、ピット
耕種農産加工関係	農業科耕種農産加工関係に準ずる。
園芸工作関係	園芸耕作室
農業土木科	
測量関係	測量機械室
農業関係	農業科耕種関係に準ずる。
畜産科	
畜産関係	畜舎、飼料室、ふ卵育すう室、にわとり肥育室、消毒室、管理室、牧夫室
農産加工関係	畜産加工室
耕種関係	農業科耕種関係に準ずる。
造園科	
造園概説関係	庭園
造園材料関係	材料室
造園設計施工関係	設計室
測量関係	測量機械室

8| 耕種関係 農業科耕種関係に準ずる。

農産製造科

農産製造関係 農産製造室、作業室

生物化学応用 薬品室、細菌培養室

微生物関係

9| 女子農業科

家庭科関係 裁縫室、調理室、作法室

耕種養畜農産 農業科耕種、養畜、農産加工関係に準ずる。

加工関係

三| 水産に関する学科の場合

1| 漁業科 実習船、漁具倉庫、漁具実習室

2| 水産製造科 製造実習室、くん製室、倉庫

3| 水産増殖科 養魚池、飼料調製室、倉庫、管理室兼生徒当番室

四| 工業に関する学科の場合

1| 機械科 製図室、機械工場、仕上組立工場、鍛造工場、

木型工場、鑄造工場

2| 造船科 製図室、現図室、機械工場、模型及び標本室

3| 電気科 強電実習室、弱電実習室、電気工作工場、製図室、機械工作実習工場

4	電気通信科	測定実習室、電子管及び高周波回路実習室、電気通信機器実習室（測定実習室と兼ねることができる。）電気機器実習室、製図室、機械工作実習工場
5	工業化学科	化学実験室（定性分析実習室及び定量分析実習室を兼ねることができる。）てんびん室、硫化水素発生室
6	紡織科	製織工場、試験鑑識室、製図室、標本室
7	色染科	精練漂白工場、浸染工場、仕上工場、織物試験室、染料実験室、製図室兼図案室
8	土木科	製図室、測量機械器具室
9	建築科	製図室、施工実習室、測量機械器具室
10	採鉱科	選鉱実験室、測量機械器具室、鉱物分析室
11	冶金科	冶金実験室、選鉱実験室、分析実験室
12	金属工業科	金属組織実験室、物理冶金実験室、材料試験室、熱処理加工工場、よう解鑄造工場、機械工作実習工場
13	木材工芸科	製図室、組立工場、ひき物彫刻工場、塗装工場、木工機械工場
14	金属工芸科	製図室兼図案室、機械工場、彫金工場、鑄金工

	<p>場、メツキ工場</p> <p>15 窯業科 機械場（ロク口実習室を含む）、窯場、窯業実 験室</p> <p>五 商業に関する学科の場合</p> <p>「工業及び資材」実験室（理科実験室と兼ねることができる。） 、実践室、調査資料室</p> <p>六 家庭に関する学科の場合</p> <p>1 被服科 洋裁室、和裁室及びその準備室兼標本室、せん たく室兼染色室及びその準備室兼標本室</p> <p>2 食物科 調理室及びその準備室、家事実験室及びその標 本室、試食室（作法室を兼ねることができる。）</p>
--	---

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五十六条 高等学校の設備、編制、学科の種類その他設置に関する事項は、この節に定めるもののほか、<u>高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）</u>の定めるところによる。</p> <p>第六十四条 通信制の課程の設備、編制その他に關し必要な事項は、この章に定めるもののほか、<u>高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）</u>の定めるところによる。</p> <p>2 第五十六条（<u>施設、設備及び編制</u>に係るものに限る。）並びに第六十五条で準用する第四十四条、第四十七条から第四十八条までの規定は、通信制の課程に適用しない。</p>	<p>第五十六条 高等学校の設備、編制、学科の種類その他設置に関する事項は、この節に定めるもののほか、<u>高等学校設置基準（昭和二十三年文部省令第一号）</u>の定めるところによる。</p> <p>第六十四条 通信制の課程の設備、編制その他に關し必要な事項は、この章に定めるもののほか、<u>高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）</u>の定めるところによる。</p> <p>2 第五十六条（<u>設備及び編制</u>に係るものに限る。）並びに第六十五条で準用する第四十四条、第四十七条から第四十八条までの規定は、通信制の課程に適用しない。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>第三条（略）</p>			
<p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）</p>	<p>第七条の六</p>	<p>（略）</p>	<p>第三条 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>
<p>高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）</p>	<p>第二条</p>	<p>（略）</p>	
<p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）</p>	<p>第七条の八の三</p>	<p>（略）</p>	
<p>第四条～第五条（略）</p>			
<p>第三条 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>			
<p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）</p>	<p>第七条の六</p>	<p>（略）</p>	
<p>高等学校設置基準（昭和二十三年文部省令第一号）</p>	<p>第二条</p>	<p>（略）</p>	
<p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）</p>	<p>第七条の八の三</p>	<p>（略）</p>	
<p>第四条～第五条（略）</p>			

第六条 (略)

高等学校設置基準(平成十六 年文部科学省令第二十号)	学校教育法施行規則(昭和二 十二年文部省令第十一号)	
	第七条の六	第七条の八の三
	(略)	(略)
第二条	(略)	
(略)	(略)	

第六条 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

高等学校設置基準(昭和二十 三年文部省令第一号)	学校教育法施行規則(昭和二 十二年文部省令第十一号)	
	第七条の六	第七条の八の三
	(略)	(略)
第二条	(略)	
(略)	(略)	